

婚姻届の手続き

お問い合わせ先
葛飾区役所 戸籍住民課 戸籍届出係
03-3695-1111（代表） 内線 3224～3226

1 届出に必要なもの

- 婚姻届（届書の様式は全国共通です）1通
※戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は、令和6年3月1日から原則不要となりました。

2 届出の方法

- 届出人は夫妻の双方です。
届出人が署名した届書を、使者（親族などの第三者）が提出することも可能です。
- 証人2名が必要です。
婚姻届書には成年の証人2名の署名が必要です。証人は親族・友人・媒酌人など、どなたでも構いません。

3 届出地

- 夫または妻の本籍地、所在地の区市町村役場
葛飾区に届け出る場合の窓口
葛飾区役所 2階 217窓口 戸籍住民課戸籍届出係
夜間・休日に届け出る場合の窓口
葛飾区役所 1階 夜間・休日受付
※夜間・休日受付では、届書のお預かりのみ行い、審査等は翌営業日に行います。

区民事務所では
届出できませんので
ご注意ください

4 住所関係の届出

- この婚姻届に伴い、住所等の異動がある場合は、お近くの区民事務所または葛飾区役所 2階 217窓口の戸籍住民課住民記録係へ次の届出をしてください。

	届出期間	届出人	備考
転入届	住所を定めた日 (転入・転居の日)から 14日以内	本人または 同一世帯の方	葛飾区以外の市区町村から異動してきたとき ※事前に転入前の自治体への転出届が必要です。
転居届			区内で住所を異動したとき
世帯変更	変更のあった日から 14日以内		世帯主の変更・分離・合併をしたとき

5 その他

- 届出の際には、届出人の**本人確認**のため、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。
- 以上の手続きは原則的なものです。ご不明な点があるときや外国籍の方と婚姻されるときなどは、必ず戸籍住民課戸籍届出係まで事前におたずねください。
- あらかじめ届書の確認のみ行うことも可能です。